

臨時職員任用通知書

平成 年 月 日

様

長崎県後期高齢者医療広域連合
連合長

地方公務員法第22条第5項の規定に基づきあなたを臨時職員として任用いたします。
なお、あなたを任用するにあたっての勤務条件は次のとおりです。

任用期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで	
所属		
勤務の内容		
勤務時間	月曜日～金曜日 8時45分～17時15分 休憩時間 12時00分～13時00分	
週休日	イ 毎週 日曜日・土曜日 ロ 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ハ 年末年始日(12月29日から翌年1月3日まで)	
賃金	基本賃金	日額 円
	通勤手当	制度あり（条件に満たない場合は支給がありません）
	賃金締切日	毎月末
	賃金支払日	翌月10日
	支払時の控除費目	
備考	1 任用期間が満了したときは、別に通知することなく退職することとなります。 2 任期の途中において退職しようとするときは、退職しようとする日の2週間前までに退職願いを提出してください。 3 勤務時間、休憩時間及び週休日は、公務の都合上、変更される場合があります。	

